解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年七月二十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月四日

長野県松本市清水二丁目六番二三号
職業訓練法人中信職業訓練協会
代表清算人　桃井袈裟清

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年七月二十八日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

平成二十五年九月四日

和歌山県西牟婁郡白浜町中二八二番地
社団法人中共済会
代表清算人　金地　孝雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年七月二十九日教会総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月四日

山口県下松市潮音町一丁目二番六号
宗教法人日本基督教団下松愛隣教会
清算人　吉田　光孝

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年八月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月四日

長崎県南松浦郡新上五島町青方郷二二七三番地　財団法人上五島町沿岸漁業振興基金
清算人　近藤　守

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年八月八日付けで鹿児島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月四日

鹿児島県出水市緑町一番三号
出水市土地開発公社
清算人　横山　達也

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年七月五日北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月四日

北海道上磯郡知内町字重内二一番地の一
知内町土地開発公社
清算人　澤岡　孝彌

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年二月十日開催の社員総会の決議により平成二十五年八月九日付で解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月四日

石川県輪島市鳳至町下町四九番地
医療法人社団熊野医院
清算人　熊野　宏

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年九月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月四日

静岡市葵区呉服町二丁目六番地江﨑書店ビル四階
財団法人南伊豆育英会
清算人　藤原　利紘

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年七月十一日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月四日

和歌山県西牟婁郡上富田町岩田二七五四番地の二聖マリア院
神愛修女会
清算人　近藤　道子

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十五年七月五日薩摩川内市長の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月四日

鹿児島県薩摩川内市樋脇町塔之原一〇四三九番地六　清算法人樋脇町小野土地改良区
代表清算人　井上　富博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市西区二十四軒四条三丁目四番、最後の住所札幌市西区八軒七条東三丁目三番四号　被相続人　亡　大工　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月四日

事務所札幌市中央区北大通西九丁目　キタコーセンタービルディング二階　坂口法律事務所
相続財産管理人　弁護士　坂口　唯彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県神栖市波崎八三九八番地、最後の住所茨城県神栖市波崎七二二〇番地一三
被相続人　亡　野口　忠義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月四日

事務所茨城県土浦市中央一丁目一三番三号　大国亀城公園ハイツ一〇一髙田知己法律事務所
相続財産管理人　弁護士　髙田　知己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県下妻市下妻丁五八番地一、最後の住所茨城県下妻市江一八二七番地一
被相続人　亡　澤部　きみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月四日

事務所茨城県下妻市本城町二―三九矢田部商事ビル三階　栗山法律事務所
相続財産管理人　弁護士　栗山　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都西多摩郡瑞穂町大字駒形富士山四九七番地七、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　新岡　照江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月四日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　番場　弘文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県関市武芸川町谷口二六六三番地、最後の住所名古屋市千種区桐林町一丁目二七番地
被相続人　亡　富成ゆき子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月四日

名古屋市東区葵三丁目二二番五号矢作葵ビル六階C室　齋藤清貴法律事務所
相続財産管理人　齋藤　清貴